

正

健康保険 厚生年金保険 被保険者資格記録事項（訂正・取消）届

常務理事	事務長	業務課長	課長代行	係長	係

事業所整理記号		被保険者整理番号		被 保 険 者 の 氏 名			生 年 月 日		年金手帳の 基礎年金番号								
				(氏) (名)			昭 平 年 月 日										
区分	資格取得届の 訂正 ・ 取消				月額変更届 ・ 算定基礎届							種別変更届の 訂正 ・ 取消		資格喪失届の 訂正 ・ 取消			
	資 格 取得年月日	性別 種別	報酬（通貨） 報酬（現物） 報酬月額合計	標準 報酬 月額	決定・改定 または 変更年月日	算定基礎 月（支払基 礎日数）	金銭	現物	合計	平均額	修正 平均額	標準 報酬 月額	資 格 喪失年月日	資格喪失原因			
訂正事項	訂正前	年月日	1 5	円	健 千円	年月日	月(日)	円	円	円	円	円	健 千円	年月日	退職 死亡 その他		
			2 6	円	厚 千円		月(日)	円	円	円			円			円	厚 千円
			3 7	円			月(日)	円	円	円							
			4				総 計			円							
	訂正後	年月日	1 5	円	健 千円	年月日	月(日)	円	円	円	円	円	健 千円	年月日	退職 死亡 その他		
			2 6	円	厚 千円		月(日)	円	円	円			円			円	厚 千円
			3 7	円			月(日)	円	円	円							
			4				総 計			円							
取消事項	年月日	1 5	円	健 千円	年月日	月(日)	円	円	円	円	円	健 千円	年月日	退職 死亡 その他			
		2 6	円	厚 千円		月(日)	円	円	円			円			円	厚 千円	
		3 7	円			月(日)	円	円	円								
		4				総 計			円								
理由	訂正・取消を行う理由を詳しくご記入ください。																

事業所 所在地 名称 代表者氏名 電話番号	提出年月日 年 月 日	【 受 付 年 月 日 】
	社会保険労務士の提出代行者印	
	(印)	(印)

副

健康保険
厚生年金保険

被保険者資格記録事項(訂正・取消)確認通知書

事業所整理記号		被保険者整理番号		被 保 険 者 の 氏 名				生 年 月 日			年金手帳の 基礎年金番号				
				(氏)		(名)		昭 平 年 月 日							
区分	資格取得届の 訂正 ・ 取消				月額変更届 ・ 算定基礎届				種別変更届の 訂正 ・ 取消				資格喪失届の 訂正 ・ 取消		
	資 格 取得年月日	性別 種別	報酬(通貨)	標準 報酬 月額	決定・改定 または 変更年月日	算定基礎月 (支払基礎 日数)	金 銭	現 物	合 計	平均額	修正 平均額	標準 報酬 月額	資 格 喪失年月日	資 格 喪失原因	
			報酬(現物)												報酬月額合計
訂正事項	訂正前	年 月 日	1 5	円 健 千円	年 月 日	月(日)	円	円	円	円	円	健 千円	年 月 日	退職 死亡 その他	
			2 6	円		月(日)	円	円	円			厚 千円			
			3 7	円		月(日)	円	円	円						
			4			総 計			円						
	訂正後	年 月 日	1 5	円 健 千円	年 月 日	月(日)	円	円	円	円	円	健 千円	年 月 日	退職 死亡 その他	
			2 6	円		月(日)	円	円	円						
			3 7	円 厚 千円		月(日)	円	円	円			厚 千円			
			4			総 計			円						
取消事項	年 月 日	1 5	円 健 千円	年 月 日	月(日)	円	円	円	円	円	健 千円	年 月 日	退職 死亡 その他		
		2 6	円		月(日)	円	円	円							
		3 7	円 厚 千円		月(日)	円	円	円			厚 千円				
		4			総 計			円							
理由	訂正・取消を行う理由を詳しくご記入ください。														

<p>所在地</p> <p>事業所 名称</p> <p>代表者氏名</p> <p>電話番号 ()</p> <p style="text-align: right;">殿</p>	<p>【審査請求制度について(健康保険法第190・192条規定)】</p> <p>この処分不服があるときは、審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で社会保険審査会(厚生労働省:03-5253-1111(代表))に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、処分(審査請求があったときは、その判決)があったことを知った日から6か月以内に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、処分又は判決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)</p>	<p>【 確 認 年 月 日 】</p>
---	--	----------------------